

# CHUGIN GLOBAL NEWS

ちゅうぎん海外ニュース

2021 OCT (Vol.54)

## CONTENTS

海外拠点ニュース 各拠点の紹介：上海駐在員事務所 .....	2
株式会社中国銀行 上海駐在員事務所 .....	2
新興国ニュース 第54回中国最新ビジネス情報 .....	4
株式会社東京コンサルティングファーム .....	4
【税務調査の流れと留意点-Ⅱ】＜インドネシア＞ .....	7
PT. Bridge Note Indonesia (マイツグループ) 加藤 豪氏 .....	7
タイ法令の最新情報 .....	9
Asia Alliance Partner Co.,Ltd. (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー) .....	9
予算案セミナーの告知／特別自主開示プログラム＜マレーシア＞ .....	10
Kato Business Advisory (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)	
Managing Director 加藤 芳之氏 (日本国公認会計士) .....	10
With コロナ：駐在員の個人所得税に直接的な影響ある重要規定②～高級人材に対する税額還付～ .....	12
株式会社マイツ 国際事業部 中国室室長	
米国公認会計士 古谷 純子氏 .....	12



株式会社 中国銀行	
岡山県岡山市北区丸の内1-15-20	
TEL:086-234-6539	
香港支店	cbk_hkbr@fr-chugin.jp
シンガポール駐在員事務所	cbk_sgrep@fr-chugin.jp
ニューヨーク駐在員事務所	cbk_ny@fr-chugin.jp
上海駐在員事務所	cbk_sh@fr-chugin.jp
バンコク駐在員事務所	cbk_bang@fr-chugin.jp

- ・本情報は、作成時の情報に基づくもので一部内容に変更がある場合があります。
- ・本情報は、信頼できる資料により作成しておりますが、当行がその正確性、安全性を保証するものではありません。
- ・本情報は、当行都合により通知なしに内容の変更・中止を行うことがあります。
- ・本情報は、法律の定めのある場合または承諾のある場合を除き、複製・複写することはできません。
- ・本情報は、お客さまへの情報提供のみを目的としたもので、取引の勧誘を目的としたものではありません。
- ・お取引に関する最終決定は、お客さまご自身の判断でなされますようお願い申し上げます。
- ・本情報についてのご照会は、最寄りの中国銀行の本支店、国際部または海外駐在員事務所までお願いします。

## 海外拠点ニュース 各拠点の紹介： 上海駐在員事務所

株式会社中国銀行 上海駐在員事務所

中国銀行には海外拠点として1支店（香港支店）、4駐在員事務所（上海、シンガポール、バンコク、ニューヨーク）があり、その他ベトナムにもトレーナーを派遣し、お客さまの海外ビジネスをサポートしています。まずは海外拠点自身を知っていただくために各拠点を紹介します。

今回は上海駐在員事務所をご紹介します。

### 1. 事務所紹介

上海駐在員事務所は、香港支店に次ぐ2番目に歴史のある海外拠点です。

浦東国際空港から車で約1時間の虹橋地区にあり、多くの日系企業も入居する上海国際貿易中心に、1996年5月の開設以来25年超に亘りオフィスを構えています。



【写真】事務所ビル外観

当事務所は、香港・華南地域を除く中国全土を所管地域とし、中国に進出している、もしくはこれから進出を検討されるお客さまに対し、現地の情報提供や各種専門家紹介、商談会の開催などを通じた販路開拓支援などを行っています。

### 2. スタッフ紹介

スタッフは日本からの派遣行員1名、現地採用1名の合計2名で運営しています。



【写真】左より：能登所長、宋さん

#### 【事務所長 能登】

本年6月末の渡航から3週間の隔離措置を経て、7月下旬より着任いたしました。

新型コロナウイルスに対する徹底した検査、隔離による封じ込めにより、上海市内の街中では、防疫対策を取りつつも、普段通りの賑わいが戻っており、改めてこの国の「強さ」「凄み」を感じています。

中国銀行のお客さまの海外進出先としては、ここ中国が最も多く、それだけに当事務所の果たさなければいけない役割、責任は大きいと思っています。

また、新型コロナウイルスの感染拡大はアジアの経済・社会にも大きな変化をもたらし、進出企業はビジネスモデルの変更や新たなビジネスの模索を行っていることと思います。コロナ禍で着任した所長として、今までにない手法もどんどん取

り入れ、お客さまの真のビジネスニーズにきちんとお応えできる新しい海外拠点スタイルに挑戦していきたいと思っています。

### 【ローカルスタッフ 宋坤】

大学で日本語を学んだことを縁に、2006年11月より当事務所スタッフとして、現地情報収集、当局対応、翻訳通訳等に加え、経費処理、帳票管理等のバックオフィス業務も行っています。

中国は、経済や社会動向ばかりではなく、消費行動やライフスタイルの変化も激しい国です。このような中国へ進出されている、これから進出されるお客さまに、自分の仕事が少しでもお役に立てばうれしい限りです。これからもこの環境の中で、ローカルスタッフとして、中国の新しい事象にアンテナを張り巡らせていこうと思います。よろしく願いいたします。

### 3. お客さまへのメッセージ

上海拠点の最大の強みは金融機関間での豊富な情報ネットワーク網です。国際金融センターを目指すここ上海には、地方銀行だけでも29行（2021年9月末現在）が進出しています。また、当行も加盟するTSUBASAアライアンス参加行※では、全10行中7行が拠点を構えており、毎月の定例会議も含め、日頃から情報連携を密に行っています。特に日系企業同士のマッチング（外注先、仕入先、販売先紹介等）については、お役に立てることも多いと思いますので、是非ご相談ください。

日中経済における相互依存関係はこれまで以上に強くなっており、日本にとって中国は、切っても切り離せない重要なビジネスパートナーです。この大国中国をきちんと理解し、上手く付き合っていくための適切な情報収集、情報提供を今後とも行っていきたいと考えています。

中国に進出されている多くの日系企業は、進出から相当年数が経過し、ビジネスニーズも進出当初から大きく変化していることと思います。我々金融機関も日々「変化」と「進化」を続け、お客さまの多様化するビジネスニーズにきちんとお応えできる事務所でありたいと思っています。いつでもお気軽にお声がけください。

※中国銀行、千葉銀行、第四北越銀行、伊予銀行、東邦銀行、北洋銀行、武蔵野銀行、滋賀銀行、琉球銀行、群馬銀行の10行が参加する地銀広域連携の枠組み。

以上

#### 上海駐在員事務所

上海市延安西路 2201号

上海国際貿易中心 2007室

Room 2007, Shanghai International Trade Center, 2201 Yan-an Road (West) Shanghai, China 200336

TEL : (+86) 21-6275-1988

FAX : (+86) 21-6275-1989



## 新興国ニュース

### 第54回中国最新ビジネス情報

株式会社東京コンサルティングファーム

今回は中国の最新情報をお届けいたします。  
ぜひご一読ください。

#### ～中国～

#### 【1. 上海市の外国人への社会保険制度適用】

中国で働く外国人従業員及び雇用主は、「中華人民共和国社会保険法」の規定に基づき、原則として社会保険（五険 [養老、医療、失業、労災、生育保険]）に加入する義務を負います。

しかし、上海市では中国社会保険法が公布される以前の2009年に施行された「38号通知」において、「上海で勤務する外国人従業員は、養老、医療及び労災保険を納付”することができる”。（可按照相关规定同时参加本市城镇职工基本养老保险、基本医疗保险和工伤保险，并在劳动（聘用）合同中予以约定）」と規定されているために、「上海市は中国社会保険法の対象外である（≒義務でない）」という誤解を招きました。

したがって、当該通知が外国人の社会保険への任意加入の根拠として認識され、これまで多くの中国で働く外国人従業員及び雇用主が未加入の状態となっております。

2016年、上海市より「38号通知」の有効期限を”2021年8月15日まで”とする事が発表されたために、有効期限を迎え、且つこのまま再延長されない場合、「五険（養老、医療、失業、労災、生育保険）」に加入することが義務となります。

#### 【2. 企業及び個人への影響は？】

では、外国人の社会保険加入にあたり、実際に企業に対してどの程度の影響があるのでしょうか。  
※中国の社会保険料額は、各個人の前年の賃金総額を基数とし、これに保険料率を乗じて決定され、基数は各都市の前年の平均賃金の60%を下限、300%を上限としています。

※[上海市]2020年度従業員平均月給:10,338元/月 (124,056元/年)

※[上海市]2021年7月1日~2022年6月30日  
下限:5,975元/月, 上限:31,014元/月

各社会保険における負担率は以下の通りになります。

#### ①養老保険

会社負担分:16%

個人負担分:8%

※年金に相当し、一定期間(15年以上)納付することで退職後に年金が給付されます。

#### ②医療保険 + 生育保険

会社負担分:10.5%

個人負担分:2%

※企業に属しない自営業者や非就労者は、本保険への加入不可。

※生育保険は出産に係る医療費や出産休暇中の手当が給付される保険であり、男女に関係なく加入しなくてはなりません。男性の場合、未就業配偶者の出産医療費が給付されます。

#### ③失業保険

会社負担分:0.5%

個人負担分:0.5%

#### ④労災保険

会社負担分:0.16~1.52%

個人負担分:0%

※労災保険は業種の労災リスクに応じて 0.16～1.52%の間で 8 種類に分類されています。

⇒社会保険料合計負担額

会社負担分合計:

[①②③]27.0%+[④]0.16～1.52%

個人負担分合計:[①②③④]10.5%

### ■計算例

例 1) 中国駐在員

前年度の平均給与 50,000 元/月

⇒社会保険基数上限 31,014 元/月

□会社負担額(最大負担額, 労災保険を最大率で計算した場合)

31,014 元/月 × 28.52% ≒ 8,845.2 元/月

□個人負担額(最大負担額)

31,014 元/月 × 10.5% ≒ 3,256.5 元/月

例 2) 中国現地採用者, 前年度の平均給与 20,000 元/月

□会社負担額(労災保険を最大率で計算した場合)

20,000 元/月 × 28.52% ≒ 5,704.0 元/月

□個人負担額

20,000 元/月 × 10.5% ≒ 2,100.0 元/月

例 3) 中国現地採用者, 前年度の平均給与 5,000 元/月

⇒社会保険基数下限 5,975 元/月

□会社負担額(最小負担額, 労災保険を最大率で計算した場合)

5,975 元/月 × 28.52% ≒ 1,704.1 元/月

□個人負担額(最小負担額)

5,975 元/月 × 10.5% ≒ 627.4 元/月

### 【3. 社会保険への二重加入問題】

外国人の社会保険加入は、コスト増加の問題だけではなく、二重加入の問題があります。

今回のような、本来必要のない中国における社会保険加入が求められる場合、それらは個人だけでなく企業にとっても大きな負担となることが想定されます。

上記のような外国人の社会保険加入における二重加入を解決するために、日中間において、2019年9月より「日中社会保障協定」が実施されています。本協定に基づき、中国へ派遣される赴任者の年金保険料(=養老保険料)の支払いを「5年間」免除、また、期間が「5年」を超える場合には相手国の年金にのみ加入すると明記されており、これにより社会保険への二重加入を防止しています。

すなわち、本協定により、5年以内の赴任者の場合、上記『2. 企業及び個人への影響は?』における社会保険率合計には、養老保険料が含まれないこととなります(会社負担:16%, 個人負担:8%が免除されることとなる)。しかし本協定の社会保険加入免除対象は年金制度(=養老保険)のみのため、それ以外の社会保険については加入が要求されることとなります。また、養老保険への加入免除対象者は「雇用主により相手国に派遣された被雇用者」と規定されているために、現地採用者及び自営業者は保険料の支払免除対象外となる点に留意が必要となります。

### 【4. 現在の当社確認情報】

上海市における外国人の社会保険加入における変更点について、弊社にて中華人民共和国 人力資源社会保障部へ直接確認をしたところ、以下の回答を得ました。

1. 中国国外からの赴任者で、中国国外本社で社会保険を納めている場合、上海で納める義務はなく、また納めないことに対して問題はない。

2. 上記1に該当しない現地中国企業で勤務する外国人の場合は 上海で社会保険を納める義務がある。

また、担当者によっては「上海で社会保険を納める場合には、五険（養老、医療、失業、労災、生育保険）の全てを納める必要がある（=養老保険のみ国外で納めることを選択することは不可）」といった回答がございました。

しかし、この点については、『3. 社会保険への二重加入問題』において述べた、「日中社会保障協定」の規定内容と異なり、また上記1が認可されていることから、養老保険については中国国内で納めず、自国の年金を納めるという選択を取ることについて特段リスクはないと考えられます。日中社会保障協定との内容の齟齬（養老保険への加入可否）も含め、引き続き中華人民共和国人力資源社会保障部とコンタクトを取り、上海市における社会保険加入要否について確認をまいります。

現在、中国当局より38号通知の有効期限切れに伴う具体的な施策は発表されておりません。上海市における社会保険加入義務について、再延長される可能性も含め、今後の動向に注視することが求められます。

#### 【5. 我々の見解】

今回の上海市における社会保険に係る変更事項につきまして、中国現地におけるコンプライアンスリスクを低減するという判断の場合、中国の各社会保険へ加入を決める方針が良いと考えます。

しかし、実状としては、この度の中国の社会保険への加入義務について、様子見の判断をする企業様も多くいる状況です。社内における資金繰り等を危惧する場合には、まずは様子を伺うという

判断も一つ選択肢としてもつことをお勧めします。  
以上

#### 【参考】

1. 「中華人民共和国社会保険法」
2. 中華人民共和国人力資源社会保障部「关于在沪工作的外籍人员、获得境外永久(长期)居留权人员和台湾香港澳门居民参加住房公积金制度若干问题的通知」
3. 中華人民共和国人力資源社会保障部「在中国境内就业的外国人参加社会保险暂行办法」
4. 厚生労働省「日・中社会保障協定の効力発生」

#### 株式会社東京コンサルティングファーム

インド・中国・香港・ASEAN・中東・アフリカ・ラテンアメリカなど世界27か国に拠点を有し、各国への進出や進出後の事業運営についてトータルサポートを行っている

また、新興国投資に対応したデータベース「Wiki-Investment」を提供し、30カ国の投資環境や会社法、税務、労務、M&A実務といった内容を掲載

(URL <http://wiki-investment.com/>)

さらに「海外投資の赤本」シリーズとして、インド・中国・東南アジア各国・メキシコ・ブラジルなどの投資環境、拠点設立、M&A、会社法、会計税務、人事労務などの情報を網羅的かつ分かりやすく解説した書籍を出版している

問合先： [f-info@tokyoconsultinggroup.com](mailto:f-info@tokyoconsultinggroup.com)

## 【税務調査の流れと留意点-Ⅱ】 ＜インドネシア＞

PT. Bridge Note Indonesia (マイツグループ)  
加藤 豪氏

コロナ禍以降、インドネシアでは財政バランスが急速に悪化しています。財政補填のため、2020年から税務調査が頻繁に行われるような傾向にあります。また、指摘内容も言いがかりのようなものが多くなっているようです。これは、1人の税務担当官が、多数の税務調査案件を抱えているため、短期間で調査を終えざるを得ないことが影響しているようです。また、日本の感覚では信じられないことですが、税務署ごとにチャレンジ的な税収ノルマが掲げられています。

インドネシアの税務調査は複雑です。現地駐在員がよく理解をしていないと、なにも知らないままローカルスタッフが進めてしまって、コントロール不能のまま、気づいたら徴税通知が届いている、なんてこともよく聞きます。

税務調査の流れは以下の通りです。

- ①税務調査開始通知書 (SPPP)
- ②資料提出
- ③資料の精査及びフィールドワーク
- ④調査査定書 (SPPH) 及びポジションペーパーの回答
- ⑤ポジションペーパーへの回答
- ⑥徴税通知書 (STP) の発行
- ⑦異議申立て
- ⑧税務裁判

前回は①～⑥までを見ていきましたので、今回は、⑦異議申し立ての流れと留意点を見ていきたいと思います。

## 【税務調査の流れと留意点】

### ⑦異議申立て

税務調査が完了し、徴税通知書 (STP) が発行された後、この内容に不服の場合、次の異議申し立てのプロセスに進むことができます。STP までの税務調査は、管轄税務署が担当しますが、異議申し立ては地方国税局が担当することになります。STP から 3 か月以内に、異議申し立てを行わない場合、STP の内容に同意したと見なされ、異議申し立ては不可能になります。

異議申し立てに進む場合、STP 通りの金額をいったん支払って進むのか、払わずに進むのかを選択できます。支払って進み、仮に異議申し立てが認められた場合、その分の利息を請求できます。払わずに進み、仮に異議申し立てが認められなかった場合、徴税金額にさらに 50% 上乗せされた金額が課せられます。

近年の統計では、異議申し立ての段階では納税者の主張が却下されることが多くなっています。その一方で、税務裁判まで進んだ場合に、納税者側の勝率は 7 割前後で推移しています。したがって、税務裁判まで進む覚悟のうえであれば、十分に勝訴できる案件も多いです。そのため、この異議申し立ての段階で今後の戦略を決めておくことが重要になります。ここで考慮すべきことは下記の通りになります。

- a. 異議申し立ては誰が担当するか
- b. いったん納税をするだけのキャッシュフローに余裕があるか
- c. 過去の判定に照らして、どの程度異議申し立てが認められる可能性があるか
- d. 過去の判定に照らして、どの程度税務裁判に勝訴できる可能性があるか
- e. 異議申し立てが認められなかった場合の、追加の 50% のペナルティーは、許容できるリスクの範囲であるか

- f. 異議申立てが認められなかった場合に、税務裁判まで進むか
- g. 税務裁判まで進むことを想定している場合、その段階でいったん納税をしたうえで進むか
- h. 税務裁判を担当できる税理士・弁護士がいるか、またそのコストはどのくらいになるか

a. の「異議申立ては誰が担当するか」ですが、税務調査対応まではしたことがある財務マネジャーは一定程度いると思いますが、異議申立てまで自信をもって対応できる財務マネジャーはほとんどいないのが現実です。そのため、税理士やコンサルタントに依頼をすることが一般的です。

異議申立てのプロセスは、まず異議申立て申請書を管轄の税務署に提出することから始まります。通常 1～6 カ月程度で、地方国税局から資料要求がなされます。その後は税務調査の②～③の流れに近いものとなりますが、異議申立てでは税務調査と比べて面談の機会が少ないことが多いです。通常 10～12 カ月程度で、審査結果通知 (SPUH) が送られてきます。SPUH を受け取ったら、内容を精査して、不服があれば 10 営業日以内に反論書を提出します。反論書を提出しない場合、内容に同意したと見なされますので、迅速な対応が必要です。反論書を提出したのち、最終討論会議の日程が設定され、地方国税局に呼ばれることとなります。そこで最終的な決定が言い渡されます。この段階では決定の説明のみになりますので、会議の中で新たな反論をしても覆ることはありません。

異議申立て決定が言い渡されたら、決定通りに納税をするか、控訴状を税務裁判所に提出して、⑧税務裁判に進むかの選択になります。税務裁判の流れと留意点は次回以降見ていきたいと思います。

#### ◆Bridge Noteのご案内◆

会社名：

PT. Bridge Note Indonesia (マイツグループ)

President：古賀 晶子

住所：

Menara Ahugrah Lantai 15, Kantor Taman E. 3. 3  
Jl. Mega Kuningan Lot 8. 6-8. 7 Jakarta Selatan  
12950

Eメール：[go-kato@bn-asia.com](mailto:go-kato@bn-asia.com)

事業内容：

各種コンサルティング業務(会計・税務・法務・労務)/多言語会計システム(Bridge Note)の販売/ビザ申請手続き/会社設立/移転価格/ディーデリジェンス/連結パッケージ作成

インドネシアで日系企業を中心に 150 社ほど導入いただいている「Bridge Note」は、入力が平易な多言語のクラウド会計システムです。会計業務のコスト低減、業務効率化、不正防止をお考え方はぜひご連絡下さい！システムの導入ができ、かつ、貴社の月次会計報酬の値段が下がります！



## タイ法令の最新情報

Asia Alliance Partner Co., Ltd.

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

今回は Asia Alliance Partner Co., Ltd. (AAP) よりタイ法令の最新情報をお届けいたします。

### 1. 付加価値税率 (VAT) の 2 年間の据え置きを閣議で承認

タイ政府は 8 月 24 日に付加価値税 (VAT) の税率を 7% に据え置くことを閣議で承認し、8 月 27 日に官報に公示されました。

#### 【概要】

付加価値税 (VAT) の税率：  
10% から 7% に据え置き

延長対象期間：

2021 年 10 月 1 日から 2023 年 9 月 30 日まで 2 年間

### 2. 抗原検査キット (ATK) の税額控除について

タイ政府は、9 月 14 日に事業者が社員または従業員向けに購入する新型コロナウイルスの抗原検査キット (ATK) の購入費用の 150% を法人税控除の対象にすることを閣議で承認しました。(現時点 (9/28) では、官報には公示されていません。)

対象期間：

2021 年 9 月 14 日から 2022 年 3 月 31 日まで

#### 条件

1. 社員または従業員を対象に定期的にチェックするために使用されること。
2. 税額控除を受ける抗原検査キットは、タイ保健

省が規定する安全基準を満たしていること。

### 3. 雇用者及び被雇用者の社会保険料率の軽減措置について (5% から 2.5% に軽減) :

タイ政府は社会保険料の納付に関する下記の軽減措置について、下記の通り、9 月 21 日に閣議で承認し、9 月 27 日に官報に公示されました。

対象期間：2021 年 9 月～11 月

#### 【概要】

2021 年 9 月～11 月の 3 ヶ月間、雇用者及び被雇用者が納付する社会保険料率を 5% (上限 750THB) を 2.5% (上限 375THB) に軽減する。

Asia Alliance Partner Co., Ltd.

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

Asia Alliance Partner は 2004 年タイにて設立以降、既進出日系企業や新規進出企業向けに進出前のご相談対応から、進出手続代行、進出後の日々の会計税務法務支援、年次法定監査までワンストップでサービス提供しており、在タイ日系企業向けコンサルティング会社としては最大規模で運営しております。

—お問い合わせ先—

Asia Alliance Partner Co., Ltd.

#### 【所在地】

1 Vasu 1 Building 12 Floor, Soi Sukhumvit 25, Sukhumvit Rd., Klongtoey-Nua, Wattana, Bangkok 10110

【Mail】 [info@aapth.com](mailto:info@aapth.com)

【URL】 <http://www.aapth.com>

## 予算案セミナーの告知／特別自主 開示プログラム<マレーシア>

Kato Business Advisory

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

Managing Director 加藤 芳之氏

(日本国公認会計士)

### <ポイント>

- ・予算案セミナーの告知／11月5日
- ・特別自主開示プログラム

### <ウェビナーの告知>

N子：加藤さん、こんにちは。

加藤：こんにちは。

N子：先日の予算事前声明、確かまだ続きがあるんですね？

加藤：はい。その前に、2022年度予算案がいよいよ10月29日に発表されるんですが。。

N子：そうですね。10月の最終金曜日に発表されるのが恒例になってますね。

加藤：そうそう。たまに前後することもあるんですが。

N子：そうなんですか？

加藤：はい。で、弊社 KATO BUSINESS ADVISORY 社でも、ウェビナーを計画しております！

N子：これも毎年恒例ですね！

加藤：そうなんです。11月5日の予定なんですけど、去年と違うのは、今年のウェビナーでは、御社の副編集長の久保亮子さんにもご登壇頂くんですよ！

N子：そうなんですか？

加藤：はい。私の話は、いつも税金の話が中心ですので、久保さんには予算全体の話や、歳出面、なかでも開発費等について話をさせて頂きたいなと思っています。

N子：宜しくお願い致します！

加藤：こちらこそです。

N子：加藤さんはいつも通り税金で、久保にはどんなところに予算が付けられて、今後の日系企業さんの展開に影響しそうかみたいな話をして貰う感じですね。

加藤：そうです、そうです。また詳細が決まればお話ししますね！

N子：是非お願いします。

### <特別自主開示プログラム>

加藤：で、前回の続きですね。事前声明は、以下3つの目的で策定されました。

- A. 人々の生命と生計の回復を保護し推進する
- B. 経済の回復力を再構築する
- C. 社会経済改革を促進する

N子：はい。

加藤：この3つの目的については、前回、前々回、お話したのですが、声明にはそれ以外に、「国の税収ベースを増やすための推奨事項」も入っていました。

N子：はい。具体的には？

加藤：特別自主開示プログラム(SVDP)の実施です。

N子：ほう。。

加藤：これは、以前個人所得税や法人税で実施した制度なんですけど、「今吐いたら赦したるで！」っていう制度なんです。

N子：どういう事ですか？

加藤：なんか悪いことしてる人や、悪い事ではないけど間違ってしまった時に、問題を大きくしたくないから、結局税務署には言わずに黙っておこうとなりがちですよ？

N子：はいはい。

加藤：そこで、特定期間を設け「今吐いたら許したるで」という制度が実施されたんです。

N子：なるほど。期限までに開示すれば、罰金とか

をかけないって事ですね？

加藤：そうです、そうです。まあ、私は、この制度を利用して過去の過ちをさらけ出してしまふ事にも、かなりリスクが有るかなと思っていて、そういう意味では慎重派だったんですが。

N子：ブラックリストに載りそうですもんね。

加藤：そうなんですよ、あぶり出しを狙ってる可能性もあるでしょう。だけど、悪質ではない誤りなどについては、当然、同制度を利用すべきだとも思っています。

N子：なるほど。

加藤：で、今回はそれを間接税で行うという事で、事前声明の言葉を用いると、概要は以下の通りです。

政府は、マレーシア王立税関局（RMCD）が管轄する間接税の SVDP の実施を検討しています。この SVDP プログラムでは、納税者は自発的に開示して、RMCD に支払われていない、過小申告されている、または誤って報告された税金を修正することが奨励されています。

N子：有難うございました。

NNA 隔週記事（出所：NNA）

Kato Business Advisory（マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー）

マレーシアに 1997 年から駐在し、マレーシア進出の日系企業に対し 20 年以上、会計・税務、経営面をサポートしています。2020 年に独立し、現在の KATO BUSINESS ADVISORY を設立。日系企業の現地進出支援を展開している会計系コンサルティング会社です。

【代表者】加藤 芳之

【社員数】9 名（2020 年 11 月 時点）

【有資格者】6 名

【支援業務内容】

マレーシア進出支援：設立、設立後の会計・監査・税務、経営支援

設立前のご相談から設立支援、設立後の会計・監査・税務、経営支援まで幅広くサポートさせていただきます。

国際税務支援：移転価格対策等

移転価格対策等、海外展開している日系企業が抱える税務リスクをトータルにサポートさせていただきます。

間接税支援

マレーシア特有のセールス・サービス税や不動産譲渡益税等につき、長年の実績をベースにサポートさせていただきます。

M&A 支援：バイサイド、セルサイド、財務 DD 対応

会計事務所系コンサルティング会社だからこそできるサービスを提供させていただきます。

—お問い合わせ先—

KATO BUSINESS ADVISORY SDN BHD

N-6-10, The Gamuda Biz Suites, No.12, Persiaran Anggerik Vanilla, Kota Kemuning, 40460 Shah Alam, Selangor, Malaysia

[Kato@kato.com.my](mailto:Kato@kato.com.my)

携帯：+60-12-371-0369

## With コロナ： 駐在員の個人所得税に 直接的な影響ある重要規定② ～高級人材に対する税額還付～

株式会社マイツ

国際事業部 中国室室長

米国公認会計士 古谷 純子氏

近年、中国政府は各種政策を通じ外資企業の選別を進めていますが、外国籍人員の従業に対しても同様の傾向を強めています。このような背景を受け、駐在員及び日本本社にとり、税務上、多大なインパクトが生じ得る重要規定・最新動向を2回に亘り説明しています。

前回（JPマイツ通信2020年8月号）<sup>i</sup>では、現行、暫定的に許容されている「年一回賞与に対する取扱い」や「外国籍人員に対する優遇措置」が2022年1月1日以降、新ルールに一本化され、大幅な増税となる当該優遇措置の廃止をご紹介しました。2回目となる本稿では、高級人材への個人所得税の還付政策を取り上げます。当該還付政策は現在一部地域に適用されるに止まりますが、前回とは対照的に大幅な減税効果をもたらします。

### 1. 政策背景

近年、中国国内の就業の安定と高度人材の積極的招聘を進めたい中国では、就業する外国籍人員に対しても選別化の傾向が見受けられます。ビザ制度では、2017年4月以降、外国籍人員に対して分類管理を行い、A類などの高度人材には高い利便性を供与する一方で、C類（補助的・臨時的）人材へのビザ発給のハードルを上げています。税制面でも、2022年1月以降の外国籍人員全般に対する増税の一方で、下述の財税「2019」31号の通り、高度人材への税制優遇の享受を通じた積極的招聘を図る

など、対照的な政策が採られています。

### 2. 優遇税制

次に、優遇税制ですが、制定レベルが中央規定と地方規定に大別されます。下記（1）は中央政府の規定下で導入された優遇措置ですが、同様の措置が各地で採られています。

#### （1）中央レベル規定：大湾区・珠江デルタ（グレートベイエリア）

改正「個人所得税」の施行直後の2019年3月に、財政部・国家税務総局の連名通知として公布された「広東・香港・マカオ大湾区（グレートベイエリア）の個人所得税優遇政策に関する通知」（財税「2019」31号）<sup>ii</sup>を受けて、広東省及び省下の広州市、深セン市、珠海市、佛山市、惠州市、東莞市、中山市、江門市、肇慶市の各都市が地方法規を公布しました。

高級人材の対象範囲は地域により多少の差異はありますが、概ね、外国人工作証A類の該当者に対し、対象者の課税所得の15%超の税額部分に対して財政補助が支給され、当該補助金所得は個人所得税を免除しています。

#### （2）地方政府レベル規定：

日系企業が多く進出する地域から以下を抜粋します。

##### ① 上海市

上海市では、国発「2019」15号<sup>iii</sup>や沪委発「2020」22号<sup>iv</sup>等の後、財政補填による税額還付を通じて対象となる海外人材に個人所得税率15%を適用するとの検討を進めています。関連実施細則が公布されるとの見解もありましたが、本稿執筆時点では未公布の状況です。しかし、既に上海自由貿易区内の臨港新区で一部、当該還付政策の試行が開始済とも公表されており、本政策の対象地域が拡大されれば、日系企業を含む外国籍人員の税負担の大幅な低減が見込ま

れます。

## ② 江蘇省

江蘇省では2011年6月に公布・施行された「江蘇省海外高度人才居住証制度暫定弁法」<sup>vi</sup>を受けて、当該弁法に基づく対象者に対し、蘇州市や無錫市<sup>vii</sup>、南京市<sup>viii</sup>等の各地方規に基づき、還付税額政策が制定され、本稿では蘇州市を取り上げます。

蘇人保開「2021」18号<sup>ix</sup>により、2020年度（2020年1月1日-2020年12月31日）において個人所得税額の40%を奨励金として還付すると定めています。

同政策は「蘇州市高度人才奨励計画」の実施期間（2020-2022年）において毎年状況を見ながら奨励策を実施するとしています。本年は（8月1日-）8月25日に税額還付の申請期限が到来済ですが、昨年の申請期限も8月31日であり、来年も同時期となる可能性が高いと考えられます。

## 3. 留意事項

本政策は各地方政府の政策に基づき、適用対象者の範囲や全額還付額を含む各規定や実務運用には差異が生じる為、対象地域での情報収集が肝要となります。また蘇州市を例にとれば、税額還付の申請受付期間は例年短期間で終了する為、申請時期の確認・留意も必要です。

更に、日系企業の駐在員に対しては“手取り保証”を採用し、日本本社が個人負担分も含めて、会社負担としている例が一般的と思われます。一方、当該還付政策は、納税者である駐在員個人に対して還付される為、当該還付金の会社への返還を前提とされる企業が多いと思います。但し、税務当局の見解として、本還付はあくまでも個人に対するインセンティブとして会社への返還に対して難色を示すケースがあるとも聞き及ぶなど、当該還付政策の利用時には還付金の取扱いを社内で事前検討・決定し、必要に応じて、所在地の実務運用を確認する必要がある点には留意が必要です。

<sup>i</sup> JP マイツ通信及び過去のニュースレター（各マイツ通信ほか）は下記 URL の通り。

URL: <http://www.myts.co.jp/newsletter/03-jp-1/> ・  
URL : <http://www.myts.co.jp/newsletter/index.html>

<sup>ii</sup> 財税「2019」31号の原文は右記 URL の通り。URL :  
<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c4148969/content.html>

<sup>iii</sup> 国発「2019」15号の原文は右記 URL の通り。URL :  
[http://www.gov.cn/zhengce/content/2019-08/06/content\\_5419154.htm](http://www.gov.cn/zhengce/content/2019-08/06/content_5419154.htm)

<sup>iv</sup> 規定名称は“中共上海市委上海市人民政府关于新時代上海实施人才引領發展戰略的若干意見”。

<sup>v</sup> 詳細は2021年4月14日開催プレス発表会での臨港新片区管委會專職副主任・趙義懷氏の発言（下記 URL）をご参照願いたい。

URL :  
<http://www.scio.gov.cn/xwfbh/gssxwfbh/xwfbh/shanghai/Document/1702184/1702184.htm>

<sup>vi</sup> 第6条に同暫定弁法で定める“高級人材”の定義がある。同暫定弁法の原文は下記 URL の通り。

URL :  
[http://www.jiangsu.gov.cn/art/2011/6/30/art\\_46797\\_2680641.html](http://www.jiangsu.gov.cn/art/2011/6/30/art_46797_2680641.html)

<sup>vii</sup> 無錫市の関連政策の原文は下記 URL の通り。尚、当該申請については“企業經由で地区人事社会保障部門に申告し、各地区は5月30日までに市人事社会保障局に提出する”と定められている。

URL :  
<http://www.wuxi.gov.cn/doc/2021/03/16/3223923.shtm1>

<sup>viii</sup> 南京市の関連政策の原文は下記 URL の通り。尚、南京市の申請期間は2021年4月19日~2021年5月20日。

URL :  
[http://rsj.nanjing.gov.cn/njsrlzyshsbzj/202104/t20210420\\_2889898.html](http://rsj.nanjing.gov.cn/njsrlzyshsbzj/202104/t20210420_2889898.html)

<sup>ix</sup> 蘇人保開「2021」18号の原文 URL は右記の通り。URL :  
<http://www.wjhr.net/Information/Read.aspx?id=7094>

## マイツグループ

日本国内に3拠点（東京、大阪、京都）、中国全土に10拠点（上海、蘇州、大連、瀋陽、北京、天津、成都、広州、香港）を展開しており、現地スタッフ350名体制、日中双方で事業再編のご支援をさせていただきます。日系企業から中国現地企業へ販路拡大、中国国内のグループ内再編、M&A、清算業務まで幅広く対応しております。

上記内容のお問い合わせは株式会社マイツ

【URL】: <http://www.myts.co.jp>

【TEL】03-6261-5323 / 【FAX】03-6261-5324

【問い合わせ窓口】

篠原（しのはら） Email : [yshinoha@myts.co.jp](mailto:yshinoha@myts.co.jp)

本資料の著作権は弊社に属し、その目的を問わず無断引用または複製を禁じます。